

雇用保険ルールを 守って正しい受給

正しい申告を

- 就職した(する)とき
(試用期間、研修、見習いの期間も含みます)
- パート・アルバイトなど臨時的な
仕事をしたとき
- 有給休暇を取得したとき
- 内職・手伝いをしたとき
- 自分で仕事(その準備期間を含めます)
を始めたとき
- 会社などの役員・議員になったとき

失業認定申告書のほか就業促進手当・雇用継続給付
や教育訓練給付の各申請書についても正しく記載し
ましょう。

電話

「××さんは働き
ながら保険金を
もらっています！」

働いたって
ばしらないさ！

投書

「〇〇さんは就職
しています」

コンピュータ
「△△さんは調べる
必要あり！」



不正受給は必ず発見されます

例えば…

不正受給金額が20万円の場合

支給停止処分のほかに悪質な場合は、次の金額を指定期限まで
国に納めることになります。

返還命令 (不正受給金額)

20万円

納付命令

(不正受給
金額の2倍
の金額)

40万円



延滞金 年利率 3%

返還命令分

不正受給処分の金額

60万円 + 延滞金

不正受給調査

不正な行為があった日から、
一切の給付はされません。

不正な行為により受給した金額は
全額返還しなければなりません。

悪質な場合、不正な行為により受給
した金額の3倍の金額を納めなければ
なりません。

納付期限までに納めない場合、
財産等の差押えなどの措置を受ける
ことがあります。

詐欺罪等として処罰される場合が
あります。



どうしよう…

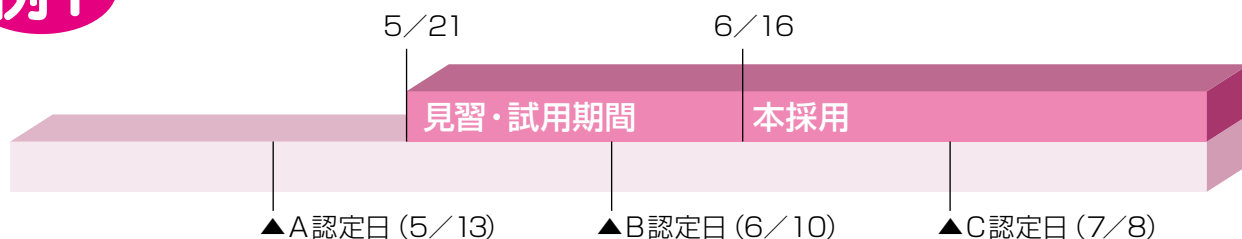
わからないことは自分で判断せず、遠慮なく窓口でおたずねください

こんな不正受給が目立ちます

一般受給者

例1

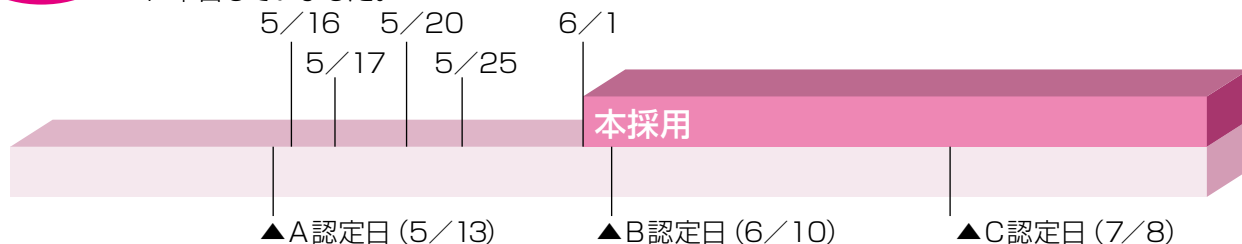
Tさんの場合は5月21日から見習・試用期間として働いたのに、B認定日（6月10日）に申告せずC認定日（7月8日）において6月16日から就職したと申告していました。



●この場合には、5月21日から就職したと申告していないので不正受給として取り扱われます。

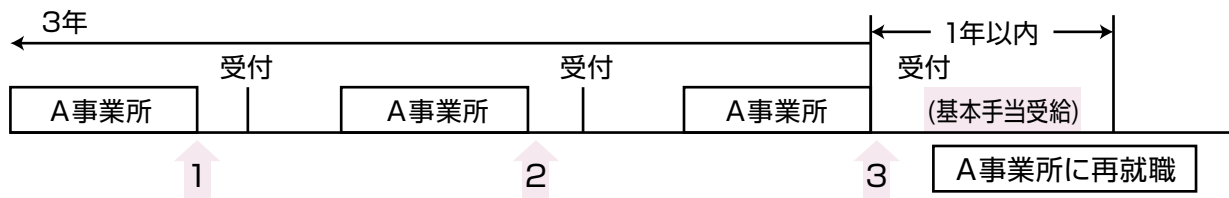
例2

Sさんの場合は5月16日、17日、20日、25日の各日において本採用となった事業所で働いたにもかかわらず5月16日、17日のみの就労申告と、6月1日からの就職についてB認定日（6月10日）に申告していました。



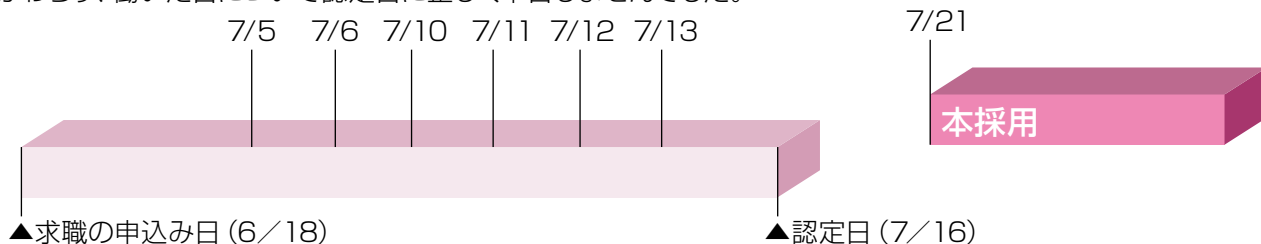
●この場合には、5月20日、25日の申告がないものとしての不正受給のほか5月16日から就職したものであるものとしての不正受給として取り扱われます。

※同一の事業所における就職・離職を繰り返し、その都度受給資格の決定を受け、そのうち1回でも基本手当（求職者給付）または就業促進手当の支給を受けたことがある場合は、実質的に再雇用予約があったと強く推測されることから、不正受給として処分される場合があります。受給資格決定後、再度同一の事業所に就職することで不正受給として処分される可能性のある方に対しては、事前に（受給資格決定前）にお知らせします。



特例一時金受給者

Hさんの場合は7月5日、6日、10日、11日、12日、13日の各日において本採用となった事業所で働いたにもかかわらず、働いた日について認定日に正しく申告しませんでした。



●この場合には、原則として7月5日から本採用となった事業所へ就職したものであるものとしての不正受給として取り扱われます。

雇用保険の失業等給付は再就職のお手伝いをするために支給されるものです。

雇用保険の失業等給付は、事業主及び被保険者の方々が納められた保険料と国民の皆さんが納められた貴重な税金でまかなわれています。

「保険料を納めていたから、もらわなければ損だ」と考えておられる方が時々見受けられますが、あくまでも保険であって退職金や積立貯金ではありません。

雇用保険の失業等給付は、失業という保険事故にあった方で積極的に就職しようとする意思と、いつでも就職できる能力があり、かつ今も仕事を探している方だけに支給されるものです。